

別添 1

旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題
に対する一括返還案に対する法務省見解

49.4.22

北東アジア課

4月18日、本件に関し北東アジア課長より法務
省民事局古館参事官に対し従来の経緯を
説明すると共に、別添の如き解決案を示し、
本件の法的側面からの意見を求めたところ、同
19日要旨次のような見解を示した。

1. 現在までの本件処理に対する法的見解

厚生省による本遺言の管理は完全な法
的に事務管理の反対給付たる保管料の請求も行なっていない。
律的行為とは言えない。預いて申せば

民法の事務管理の趣旨にそった管理が

なされて来たものであり ^(遺族を) その観点から事務

管理における本人に近い立場とみなし ^(今後の処理に当り) 遺族の

「^(明らかに) 意にそった ^は 遺族の不利とならない」

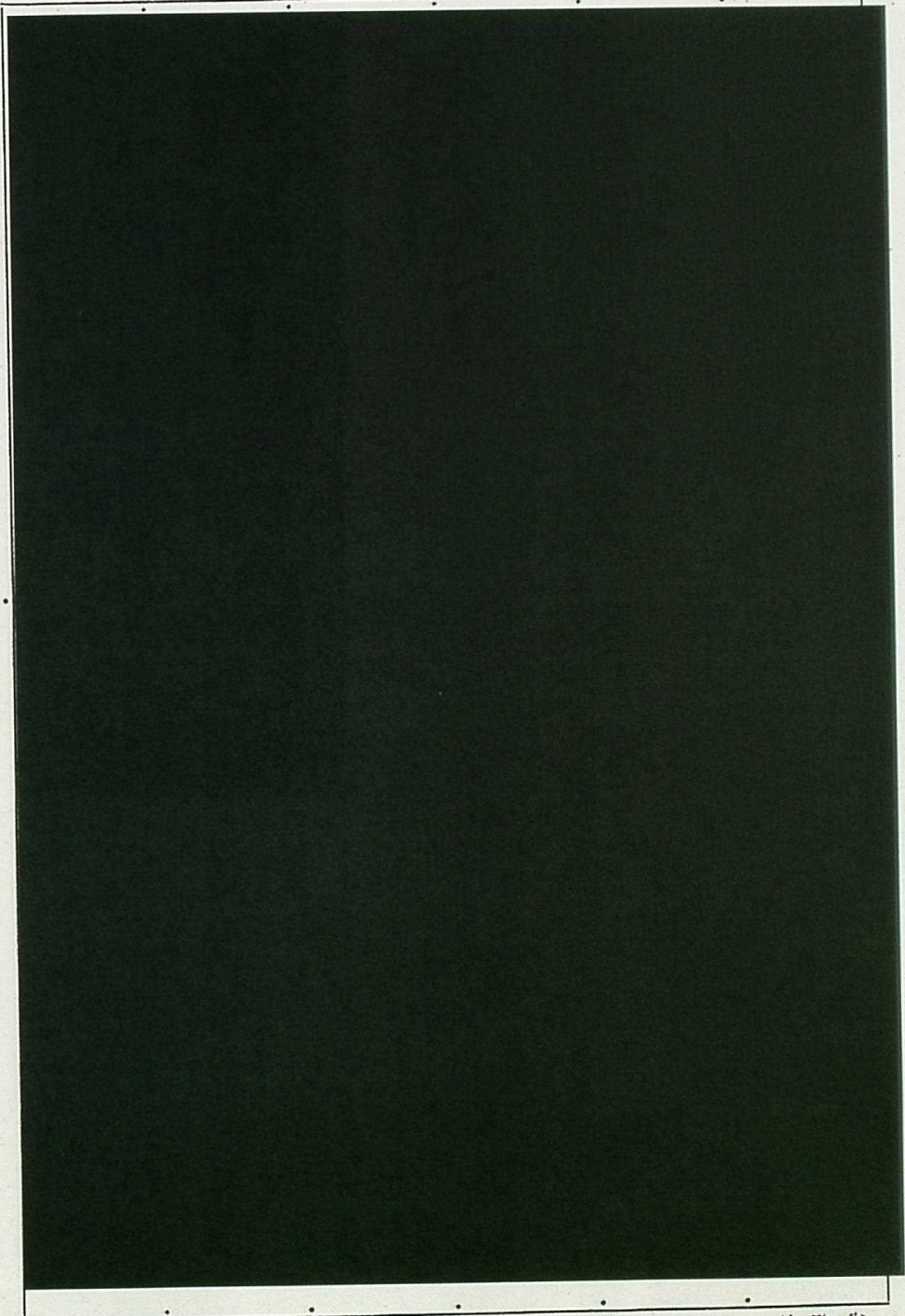
ように配慮することから望ましいと言えるが、
これも直接適法性を云々されるべきものとは思われない。

2. [REDACTED]

[REDACTED]

3奉4

3

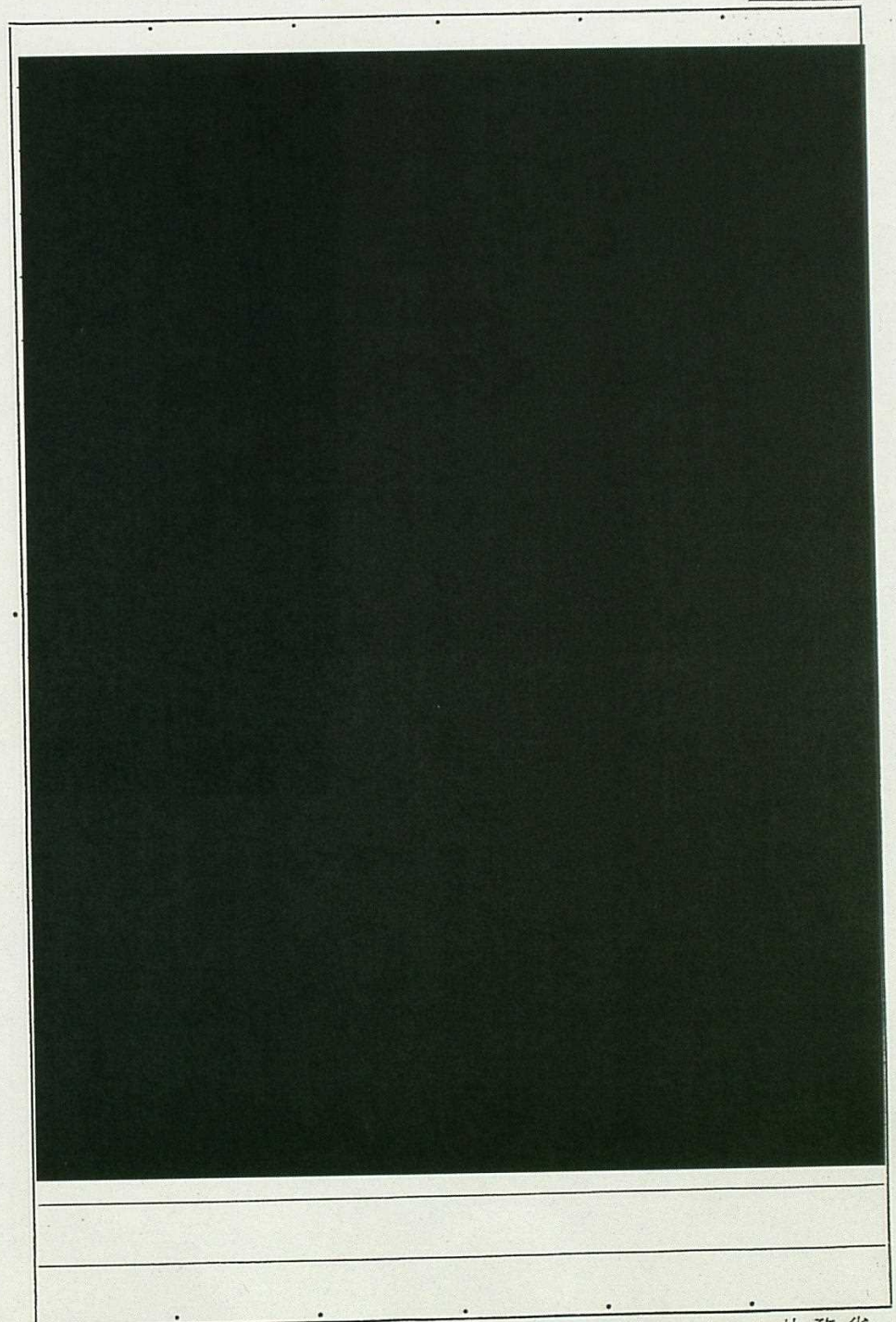


GA-6

外務省

漆斗

4



GA-6

外務省

4. 解決案に対する見解

本書に対しては、

総論の法律的問題点はない。ただし

日本政府が事務管理に類似し~~た~~管

理をやめて、新たにこの措置が事務管理

の趣旨にそつてどのように行なわれるかが本

点であり、これは^{検討は}道義的又は人道的

~~観点~~基準に於て遺族探しについて

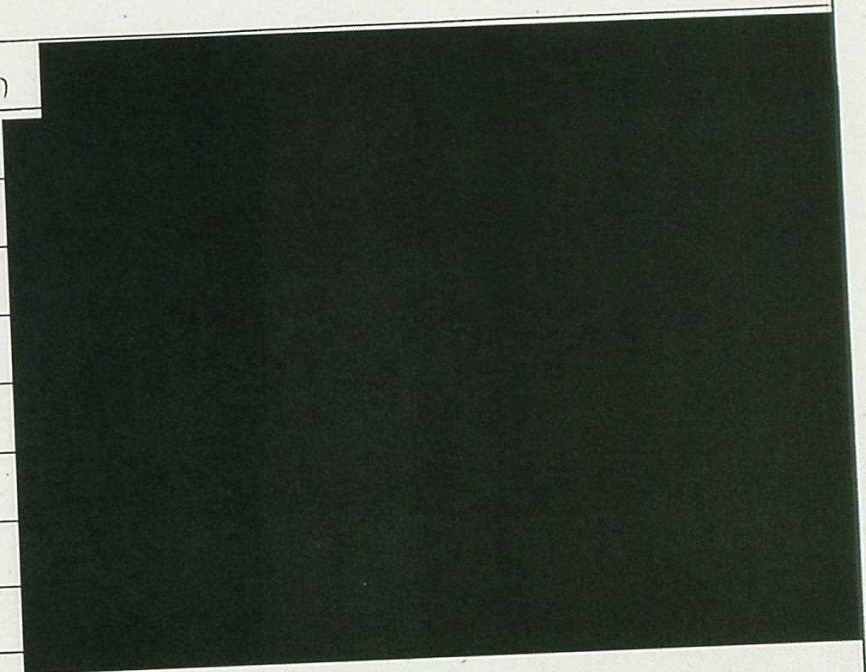
なしうる限度の措置を講じたかどうかと

いふ点であろう。

したがって 解決案については、

次の点を再検討してはどうかと考へる

(1)



(2) 同条 (4) の説明は法律的事実と

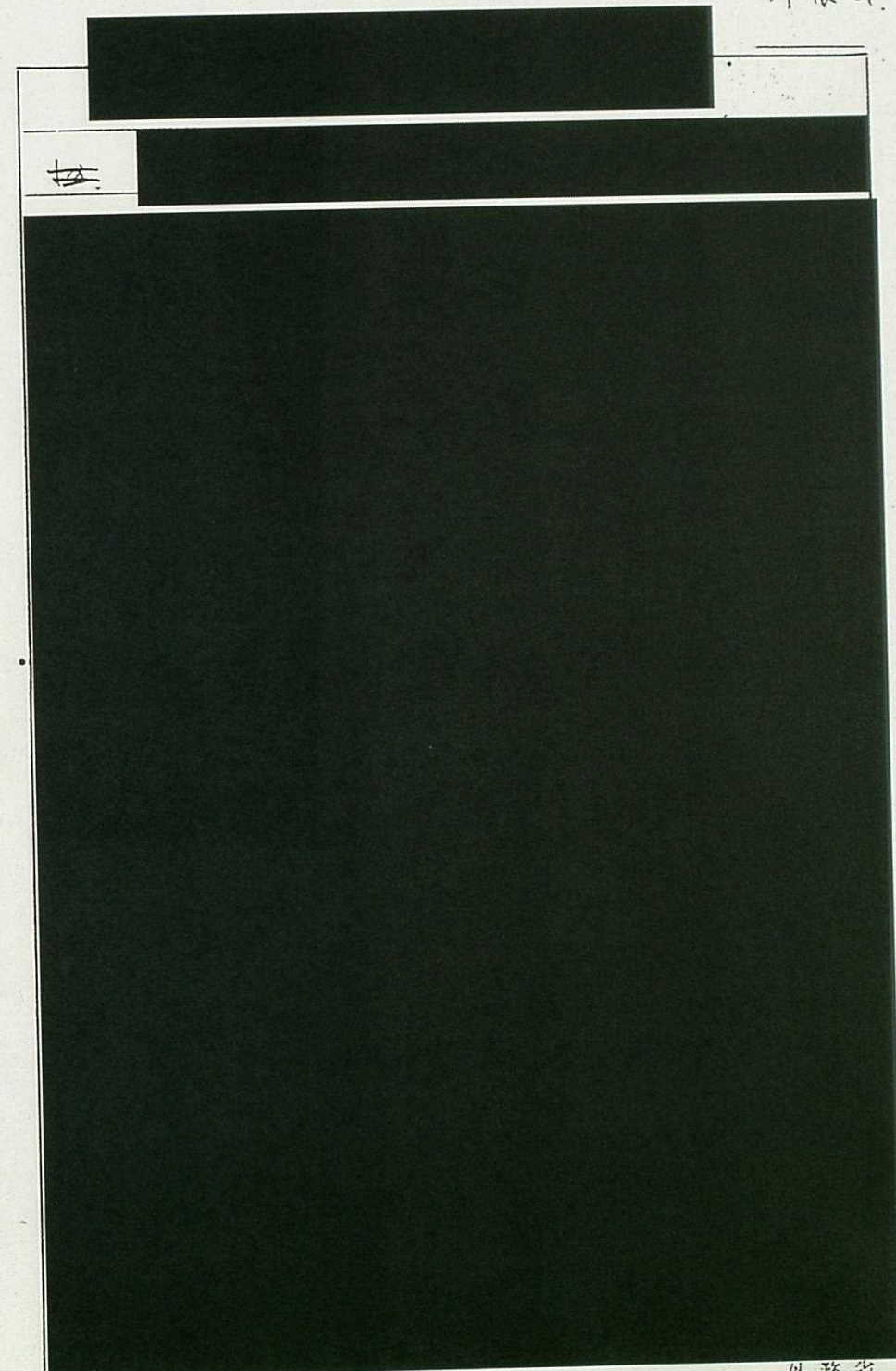
はなり得ないので、人道的観点か

ら構成すること。

添付

法政部 1944年 3月

別添又



GA-6

外務省

記談官へ、何記要

遺骨問題解決案

別添

昭和50年8月15日は終戦30年記念

日となりと、同日子に韓国出身者

遺骨を韓国政府に一括引渡すことを

目標として次の手順をとる。

(1) 韓国政府の調査により判明した韓国

人遺族に対しては、日本政府により正当な

遺族たることを確認されれば遺骨を

引渡す。

(2) 遺族が韓国以外に居る場合を想定して

1年以内に遺族の申し出がない場合は、

残った遺骨については日本政府がしかる

べく措置する旨を明記の上日本国内

で遺骨リストを公示しその期間内に

遺族が政府へ遺骨を引渡すことを申し

出た場合は、これを確認して引渡す。

(3) 上記の公示の後1年を経過した時

点で、なお遺族の判明しない韓国出身

者遺骨を、次の条件を付した上で韓国政府

に一括引渡す。

(1) これら遺骨に対し、韓国政府が
然るべき祭祀を行なう。

(2)

[Redacted]

[Redacted]

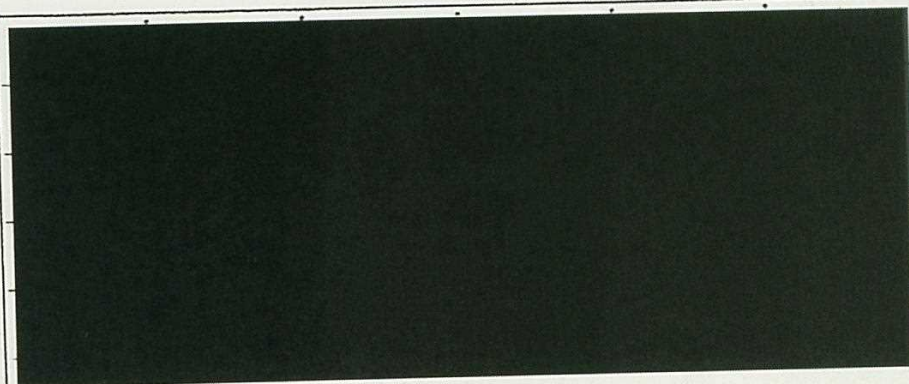
[Redacted]

(4)

[Redacted]

添4.

4

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.